

都市部を中心に都道府県の270署管内で、駐車取締りの民間委託制度が始まり、取締りが厳しくなりました。

新制度のポイント

①運転手が車を離れ、直ちに運転できない

## 違法駐車取締りの新制度

い状態にある「放置駐車」が取締りの重点です②実際に違反として処理されるのは、原則として民間監視員が車に駐車違反ステッカーを貼り付けた時点です。ステッ

カーを貼る前に運転手が車に戻れば警告になります③駐車監視員が運転手から反則金を徴収することは絶対ありません④駐車監視員は、みなし公務員

です。監視員への暴行・脅迫は公務執行妨害罪となります⑤監視員が重点的に巡回する地域や時間帯は、都道府県警察のHPで公開されています。



交通二口メモ